

## 農地法第4・5条届出書類一覧（市街化区域）

チェック	No.	添付書類名称	通数	説明及び注意事項	発行先
	1	届出書	第4条 2 第5条 3	押印不要 当事者（本人）による届出でない（代理人届出）場合、「9委任状」及び「10本人確認書類」が必要	
	2	登記事項証明書 （全部事項に限る）	1	発行日よりおおむね3ヶ月以内のもの （法務局発行の原本に限る、原本還付不可）	法務局
	3	案内図（位置図）	1	住宅地図等に届出地を朱線等で囲む	
	4	公図の写	1	届出地を朱線等で囲む （写し・インターネット取得のものでも可）	法務局
その他必要に応じた書類					
	5	地区除外申請書等	1	地目が田で入間第二用水受益地内の場合	土地改良区
	6	戸籍の附票等	1	登記事項証明書の所有者住所が届出書と異なる場合	市民課等
	7	仮換地指定通知書	1	区画整理事業地内の場合	区画整理課
	8	仮換地指定図	1	区画整理事業地内の場合	区画整理課
	9	委任状	1	届出書記載の当事者（4条：届出人、5条：譲受人と譲渡人）で、届出時に不在の方からの代理人への委任本人による署名の場合、押印不要	
	10	本人確認書類	1	委任状の代理人が届出する場合、本人（4条：届出人、5条：譲受人と譲渡人）確認書類の写しを添付（運転免許証と保険証等2種類）法人の場合、法人登記簿（写し可）を添付代理人の本人確認書類は添付不要	

### 【その他注意事項】

- ◇ 届出内容により上記以外の書類が必要となる場合もあります。
- ◇ 届出は随時受付していますが、添付書類等に不備、不足がある場合は受付できません。
- ◇ 入間市宅地開発指導要綱の事前協議を要するものは、市が同意した後で届出してください。
- ◇ 農地の貸借がある場合は、事前に農地法第18条の手続きをしてください。
- ◇ 生産緑地地区の指定を受けている場合は受付できません。
- ◇ 受付後、受理通知書の交付までに3～5日程度かかりますのでご了承ください。
- ◇           の印の書類は原本を添付してください。（それ以外はコピーで可）

### 【参考事項】

- ◇ さいたま地方法務局所沢支局    所沢市並木6-1-5    電話 04-2992-2677
- ◇ 入間第二用水土地改良区    飯能市双柳353    電話 042-972-9100

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

入間市農業委員会事務局

電話 04(2964)1111 内線4241